

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案参照条文

目次

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）	．．．．．	1
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）	．．．．．	1
○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）	．．．．．	2
○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	．．．．．	2

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案参照条文

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

第二百四十八条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

○少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

（児童福祉法の措置）

第十八条 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。

2 第六条の七第二項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

（審判を開始しない旨の決定）

第十九条 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

2 （略）

（審判開始後保護処分につしない場合）

第二十三条 （略）

2 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要があると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

3 (略)

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。

一 保護観察所の保護観察に付すること。

二 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること。

三 少年院に送致すること。

2 (略)

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であつて、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次項第一号及び第二号において同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

4 (略)

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

(刑事局の所掌事務)

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に関すること。
 - 二 犯罪鑑識に関すること。
 - 三 犯罪統計に関すること。
 - 四 暴力団対策に関すること。
 - 五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
 - 六 組織犯罪の取締りに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
 - 八 国際捜査共助に関すること。
- 2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。
- 一 国際的な犯罪捜査に関すること。
 - 二 国際刑事警察機構との連絡に関すること。